

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成27年7月27日（月）11:18～11:37

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<提案者>

利川 智 富山県厚生部厚生企画課長

長田 知 富山県厚生部高齢福祉課長

岡本 潔子 富山県厚生部児童青年家庭課子育て支援班長

木下 秀俊 富山県厚生部厚生企画課主任

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 地方創生型とやま地域総合福祉特区

3 閉会

○藤原次長 それでは、富山県の方々においでいただいております。厚生企画課長の利川様ほかの皆さんでいらっしゃいます。福祉と保育の相乗りというか、そういったテーマ、非常に重要な大きなテーマでございますが、「地方創生型とやま地域総合福祉特区」という御提案でございます。

10分弱でプレゼンテーションいただきまして、その後、10分程度意見交換という形にさ

させていただきます。

いただいた資料と提案内容は公開の位置づけでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○利川課長 では、富山県でございます。貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、御説明させていただきます。

本県から提案させていただきました地方創生型とやま地域総合福祉特区につきまして、カラーのA3判横の資料でもって御説明させていただきます。

まず、目標にありますように、本県ではこれまでも年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられる共生社会の実現を目指してさまざまな取り組みを進めてまいりましたけれども、その目標に一步でもたどり着けるように、今回特区制度を活用いたしまして、さらなる充実を図りたいと考えている次第でございます。

その下、これまでの取り組みにあります。まず、富山型デイサービスでございますけれども、これは10人～20人程度の小規模な施設で年齢や障害の有無にかかわらず、誰でも受け入れるデイサービス施設でございます。高齢者、障害者、障害児、児童などが家庭的な雰囲気の中で過ごすことのできる施設でございます。

厚生労働省さんにおかれましても、複数の福祉サービスを提供する小さな拠点として整備を進めていこうということでございますけれども、本県における多くのパターンは、通所介護の事業所が障害者向けのデイサービスも行うパターンであります。県内には、平成26年度末で105カ所ございますけれども、平成33年までには県内全小学校区に1カ所を目標としまして、200カ所を目指して整備を進めていきたいと考えております。なお、本県の調査によりますと、全国的にも富山型デイサービスが広がってきておまして、平成15年に205カ所だったものが、平成25年には1,140カ所にもなっております。

次にケアネット活動でございますけれども、これも本県独自の取り組みでございます。地域住民がチームを組んで高齢者や障害者など支援が必要な方に対して見守り、買い物代行などを行う取り組みでありまして、地域包括ケアシステムを構築する上で今後も積極的に進めていきたいと考えております。平成26年度末で243地区で取り組まれておりますが、平成33年までには県内の旧小学校区の全地区に1地区を目標として300地区を目指して整備を進めていきたいと考えております。

また、特別養護老人ホームなどの介護保険3施設の整備状況につきましては、これまで積極的に整備を進めてまいりました結果、記載のとおりとなっております。高齢者人口10万人あたりの定員数は全国第3位という状況になってございます。

次に、保育関係でございますが、参考としまして0～4歳人口の推移を記載しておりますけれども、減少傾向にあることもありまして、保育所の待機児童数は平成16年度以降

ロという状況になってございます。

こうした中、課題としまして、少子高齢化が一層進展しまして介護ニーズは増大する一方で、保育ニーズはといたしますと、ちょうど現在は入所児童数がピークでございまして、今後減少すると見込まれております。また、消滅可能性都市として、県内の15市町村のうち3分の1に当たります5市町がそのように言われておりますけれども、地域社会を維持するためには福祉サービスが適切に提供されることが不可欠だということに思っております。

○八田座長 時間を節約するために、御提案になっている制度改革について、的を絞ってお話いただけますか。

○利川課長 わかりました。

そこで、特に人材不足になっておりますけれども、そういう中で保育や介護など、子供からお年寄りまで福祉サービスを総合的に提供できる環境整備が必要であると考えておりました。今回の提案として、1つには、複数の福祉サービスを担うことのできる人材の育成。そして、2つには、複数の福祉サービスを提供できる一体的な施設整備、この2つの観点から提案しております。これによりまして、子供からお年寄りまで年齢にかかわらず、また障害の有無にかかわらず住みなれた地域で暮らし続けることのできる共生社会の実現を目指そうというものでございます。

具体的な提案内容は右側でございますけれども、まず、人材の育成という観点から、解決策1にありますように、介護と保育の資格を相互に取得しやすくするための措置としまして、保育士が介護福祉士になる場合は、通常、養成施設で1年間履修しなければならないところでございますが、保育士として既に一定の福祉に関する専門的な知識を有しているということで、実務経験1年で介護福祉士になることができるルートを創設できないかというものであります。また、その後、介護福祉士の国家試験を受験しなければならないわけですけれども、その際には保育士試験と介護福祉士試験に共通するような試験科目の一部を免除できないかという提案でございます。

また、逆に、介護福祉士が保育士になる場合、養成施設を経て資格を取得するルートでは、養成施設での就業年限が2年のところを1年にできないか。さらに、保育士試験を経て資格を取得するルートでは、両試験に共通するような試験科目の一部を免除できないかという提案でございます。

そして、次の解決策2、それと解決策3については、施設整備の観点からの提案であります。まず、解決策2でございますけれども、過去に国庫補助金を活用して整備した保育所について、その一部を高齢者施設に転用する場合、施設整備後10年未満であれば補助金返還ということですが、これを報告のみで補助金返還不要という形にできないかという提案でございます。

その下に模式図で示してありますけれども、将来の保育ニーズの減少を見越して、保育所と高齢者施設を合築あるいは併設して整備した場合においては、例えば8年を経過した

時点で保育所の一部をデイなど高齢者施設に転用しようとした際に、報告のみで補助金返還を不要とできないかというものであります。

次に、解決策3に関してであります。これは高齢者施設と保育所を合築または併設して整備する場合において、まず1つは模式図の左側に示してございますように、両施設を一体的に運用できるように渡り廊下あるいは交流スペースなどを整備する場合に国庫補助の対象として一体的、複合的な施設整備を促進するという仕組みを構築してはどうかという提案でございます。

また、もう一点は、同様に合築または併設して整備する場合において、調理室ですとか医務室などを共用できるように、共用が可能な設備等を具体的に示した通知を出していただけないかという提案でございます。

提案は以上でございますけれども、少子高齢化に伴いまして、福祉分野のみならず、さまざまな分野で人材確保が急務となっており、各分野での人材確保競争が一層熾烈になってくるものと思われまます。

また、国、地方、いずれにおいても厳しい財政状況でございます。こうした中で限られた人材、限られた財源、限られた施設を効率的かつ有効に活用するためには、縦割りの発想を排除して、複合的施設を整備するとともに、そこで働く人材も柔軟に幅広く業務に携わることができるような仕組みが必要ではないかと考えております。

繰り返しになりますけれども、今回の提案によりまして、本県が目指している共生社会の実現に一步でも先に進めたいと考えておりますので、御理解、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。
○八田座長 どうもありがとうございました。

まず、一番下の共用の施設ですけれども、保育所と高齢者施設とを実際に共用している施設はあるのでしょうか。

○利川課長 実際こういう合築、併設型の施設は既にあるのですけれども、残念ながら、それぞれに設けざるを得なかったということでございます。

○八田座長 合築している例はあるということですから、これを何とかやってくれというのは非常にある意味で筋が通っていますね。それは今までも要望されてきていますか。今回初めてですか。

○利川課長 富山県とすれば、今回こういう要望は初めてであります。

○八田座長 この解決策3についてよくわかりました。

解決策1についてですけれども、介護福祉士が保育士になる場合、試験科目の一部免除というのが下にあって、上に養成施設における就業年限の短縮というのがあるのですが、試験科目の一部免除は国家試験のことですか。

○利川課長 そうです。

○八田座長 国家試験を受けるならば、養成施設に行く必要はないですね。

○利川課長 後ろに資料として、3ページと振ってあるA4縦のもの。介護福祉士が保育士

になる場合、上のほうに2つのルートがございますが、通常、養成施設ルートであれば、2年コースをとらなければいけないのですけれども、これを1年コースにできないのかというのが1点と、今度は養成施設ルートではないのですけれども、試験を受ける場合。

○八田座長 これは国家試験、別々の場合ですね。

○利川課長 そうです。

○八田座長 特区の都道府県と政令指定都市は、地域限定保育士の国家試験を行うことができます。富山市は政令指定都市でしたか。

○利川課長 いいえ、中核市。

○八田座長 では、県でやる必要があるのですね。だけれども、そういうルートは今の制度で、特区の中では認められていると思います。そこはそこで考えるということができません。簡単ではないけれども、今、そういう1つの方法はあると思います。

もう一つは、養成施設における就業年限の短縮、これは結構政治的には難しそうですね。でも、これも重要な提案だと思います。

上の介護福祉士になる場合には、どっちみち国家試験があるわけですね。だから、この場合には試験での免除をしてほしいというのは、ある意味、全国提案としても意味のあることだろうと思います。もう重複しているわけですからね。

最初の養成施設での履修1年というのは、試験の準備なわけですね。勉強するというわけですからね。それを実務経験1年と置きかえるということならば、自学自習でもって試験勉強が必要だよねという話ですね。

○利川課長 そうですね。

○八田座長 わかりました。

あとどうぞ。

○鈴木委員 どれも大変ごもつともな御提案だと思います。解決策2のところを確認させてもらいたいのですけれども、これは両方とも保育所も高齢者施設も社福がやるというイメージですか。社会福祉法人がやるというイメージですか。

○利川課長 そうですね。

○鈴木委員 その場合に、保育所の場合は4分の3、施設整備費が出るわけですが、例えば特養とかだと、今もう4分の3出ませんので半分ぐらいしか出ないので、差額が補助金で発生するわけですね。つまり、保育所でとっておくと多目にもらっているものを転換すると、施設整備費がそれより少ないということになるので、そうすると、そこが多分ネックになるのではないかなという気がしたので、そこは何かお考えですか。つまり、返還するのでも、例えば特養だと半分で、保育所だと4分の3なので、その4分の3から半額の差額はお返しするとか、そのほうが納得しやすいような気がするのです。

○利川課長 正直言いますと、そこの部分の考えは持っていませんでした。ただ、10年を経過すれば補助金返還不要なのです。それは別に4分の3だから、2分の1だからという話ではなくて、10年経過すれば補助金返還不要であれば、初めからある程度将来の保育ニ

ーズの減を見越して、将来的には多分転用せざるを得ないのだろうなというようなことがあらかじめわかっているような場合であれば、せめてそれは補助金返還不要にしてもらえたらありがたいなど。同じ福祉のニーズに対応する話なもので、それがたまたま保育制度と介護の制度というような制度自体は別々ですけれども、我々とすれば、同じように福祉サービスを提供する施設なのだということからすれば、別に10年と言わなくてもいいのではないですかという気持ちなのです。

○鈴木委員 10年後は両方同じになってしまうわけですね。

○利川課長 であれば、補助率はどうのこうのではなくて、数年の分はいいのではないですかという気持ちなのです。

○鈴木委員 もともとの法律に矛盾があるのですね。10年で全部チャラというのがね。わかりました。

○阿曾沼委員 2点あるのですが、今の話、これから重要だからということと、今ある施設を転用するというケースの2通りあるわけですね。もともと想定していなかったけれども、5年、6年たって、地域ニーズが変わってきたから変更も認めて、そして10年の返還をしてほしいということのほうが現実的ですね。

○利川課長 それはそのとおりなのです。ただ、なかなかそれは難しいのかなと正直思いまして、あらかじめそういう想定があるならば、せめてその部分だけでも御理解いただけないか。

○阿曾沼委員 あと解決策3で医務室の件に関してですが、設置要件で、常勤でなければならぬとか、また、人数において条件はあるのですか。

○岡本班長 保育については人の要件はないです。

○阿曾沼委員 人の要件はないと。

○岡本班長 嘱託のお医者さんという。

○阿曾沼委員 嘱託のお医者さんで常にいなくてもいいし、呼べばすぐ来ればいいということですね。

○岡本班長 そうです。

○阿曾沼委員 高齢者施設はどうですか。

○長田課長 高齢者施設も同じだったと思います。

○阿曾沼委員 そうですね。

○八田座長 要するに部屋を2つ別に。

○利川課長 そうなのです。

○八田座長 1つの部屋を中敷きでちょこっとつけて2つ部屋にしましたと。

○利川課長 ただ、必ずどこかの高齢施設側か、保育所側か、どちらかに兼用するとしてもつくらなければいけないですね。

○阿曾沼委員 結局老人医療とか終末期医療とか乳幼児とかでは随分医療の専門分野も違うので、実質的な課題がスペース的な問題なのか、運用的な問題なのか、そしてどうい

メリットがあるのかというのはよくわからないのですが。

○利川課長 ただ、今、申しましたように、常時いるわけではないわけですから、その都度その都度必要な、例えば今実はこちらに実際実例があるのです。富山市内に保育所と高齢施設をやっている。そこは社会福祉法人なのですけれども、医療法人も実は抱えておりまして、結構ドクターは豊富なのです。そうなってくると、要はその症状に応じていろいろ多分対応は可能なのです。

○八田座長 わかりました。

では、よろしいですか。どうもありがとうございました。

○利川課長 貴重な時間をいただきまして、どうもありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。